

## 身体拘束の「緊急やむを得ぬ場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

その3つの要件とは

### 1 「切迫性」

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- ・「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

### 2 「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- ・「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

### 3 「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ・「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

サンリッチ伊東

本介護方法は平成21年4月1日より実施する。